

生 活 保 護 法 に よ る 介 護 扶 助
(中国残留邦人等支援法による介護支援給付)

の 手 引 き

(指 定 介 護 機 関 用)

尼 崎 市

令和7年3月

目 次

第 1	生活保護制度のあらまし	1
第 2	中国残留邦人等支援法による支援給付について . . .	3
第 3	介護機関の指定	4
第 4	介護扶助等について	7
第 5	介護扶助等の申請から決定まで	9
第 6	介護の方針、介護の報酬	11
第 7	介護報酬の請求手続き	12
第 8	指定介護機関の義務	14
第 9	指定介護機関の留意事項	17
	指定介護機関季語担当規定	19
	介護の方針及び介護の報酬	20
第10	各種様式	22
	介護券	23
	指定申請書等	27

第1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。

(1) 生活保護の種類

生活保護の種類は、「生活扶助」をはじめ「教育扶助」「住宅扶助」「医療扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」及び「介護扶助」の8つの扶助からなり、生活全般にわたります。各扶助の主な内容は下表のとおりです。

最低生活費	種 類	内 容	方 法
	生活扶助	衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助	金銭給付
	教育扶助	児童が義務教育を受けるときの扶助	金銭給付
	住宅扶助	家賃・間代・地代・補修費その他の住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助	金銭給付
	医療扶助	病気やケガで医療を必要とするときの扶助	現物給付
	介護扶助	介護サービスを受けるときの扶助	現物給付
	出産扶助	出産するときの扶助	金銭給付
	生業扶助	生業に必要な資金、器具又は資料を購入する費用、技能を修得するための費用、高等学校等就学のための費用を必要とするときの扶助	金銭給付
	葬祭扶助	葬祭を行うときの扶助	金銭給付

扶助は、原則として金銭給付の方法により行われますが、医療扶助及び介護扶助については、法に基づき指定された医療機関、又は介護機関（みなし介護機関を含む。以下同じ）においてのみ可能とされており、特別な場合を除いて現物給付となります。

(2) 保護の方法

生活保護の方法としては金銭給付と現物給付があり、「生活扶助、教育扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助」は金銭給付を原則とし、「医療扶助、介護扶助」については、給付の性質上、特別な場合を除いて、現物給付を原則としています。（法第34条の2）

(3) 制度の運営

尼崎市においては、生活保護制度は、市域のうちＪＲ神戸線より南の地区を管轄する「尼崎市南部保健福祉センター」と、北の地区を管轄する「尼崎市北部保健福祉センター」（以下、「南北保健福祉センター」という。）が取り扱い、南北保健福祉センター所長の責任において実施し、運営します。

尼崎市南部保健福祉センター

〒660-0876

尼崎市竹谷町 2 丁目 183 番地 出屋敷リベル 5 階

電話（代表）06-6415-6196 FAX 06-6430-6801

尼崎市北部保健福祉センター

〒661-0012

尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 1 号 塚口さんさんタウン 1 番館 5 階

電話(代表) 06-4950-0272 FAX 06-6428-5105

2 介護扶助

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない被保護者に対して、介護保険の保険対象と同範囲のものを現物給付によって行います。

3 介護保険制度との違い

- （１）法による「指定介護機関」として指定された介護機関に、南北保健福祉センター所長が介護サービスの提供を依頼します。
- （２）介護扶助受給者は、南北保健福祉センター所長が発行する「介護券」（様式は、23～26 ページ参照）により介護サービスの提供を受けます。
- （３）介護扶助の必要性については、要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストに該当する状態（以下「要介護状態等」という。）等に基づいて必要性を判断し、南北保健福祉センター所長が決定します。

第2 中国残留邦人等支援法による支援給付について

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、その老後の生活の安定のために特別な措置を講じることを趣旨とした「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成19年11月28日に成立し、平成20年4月1日から中国残留邦人等に対する新たな支援給付が開始されることとなりました。（現在の法律名「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」）

支援給付のうち、医療につきましては医療支援給付として、介護につきましては介護支援給付として給付されることとなっておりますが、この取扱いについては、基本的に生活保護法による医療扶助、介護扶助に準じた取扱いをすることとなっています。

第3 介護機関の指定

指定介護機関とは、法による介護扶助のための居宅介護若しくは介護予防又は介護予防・日常生活支援（以下、「居宅介護等」という。）、居宅介護支援計画若しくは介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づくプラン（以下、「居宅介護支援計画等」という。）の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関をいい、国が開設したものについては厚生労働大臣が指定し、その他のものについては、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長が指定したものをいいます。

1 みなし指定

平成26年7月1日より法の改正法が施行され、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関については、法の指定を受けたものとみなされ（以下、「みなし指定」という。）ます。

したがって、このみなし指定を受けた介護機関は、法に基づく指定申請手続きは不要です。ただし平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けているが、法の指定は受けていなかった介護機関は、みなし指定の対象にはなりませんので、法による指定申請手続きが必要です。

また、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関が、その時点で法による指定を不要である旨申し出（以下、「別段の申出」という。）をしたときは、法による指定は行いません（地域密着型介護老人保健施設及び介護老人福祉施設を除く）。なお、別段の申出をした介護機関が、改めて法の指定を希望するときは、法による指定申請が必要です。

2 介護機関の指定事務手続き

尼崎市内に所在する介護機関のうち、みなし指定を受けていない介護機関が、法（介護扶助）の指定介護機関として指定を受けるには、事業所ごとに手続きが必要です。

新たに指定を受けようとする介護機関は、所定の指定申請書に必要事項を記載し、誓約書とともに南部保健福祉センター保健福祉管理課医療介護担当に提出してください。

指定申請にかかる書類は、本市の場合、兵庫県の様式を使用していますので、兵庫県公式ホームページよりダウンロードして使用してください。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/hw16_000000047.html

3 指定申請添付書類

新たに指定を受けようとする場合は、指定申請書のほかに、誓約書を添付してください。また、指定を受けた介護機関が、次の事項に該当するようになった場合には、届出等手続きを行う必要があります。

（1）事業所の名称や所在地が変わった場合

(2) 開設者や管理者の名称や住所が変わった場合

(3) 事業所を休止した場合

(4) 休止した事業所を再開する場合

その他、届出手続き等が必要な場合がありますので、詳しくは14ページ「第8 指定介護機関の義務 4届出」欄を参照してください。

4 指定基準

前記の指定申請があった場合、次の指定基準により、指定します。

(1) 法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号まで（欠格事由）のいずれにも該当せず、介護保険法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の規定による指定又は同法第94条第11項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。

（欠格事由の例）

- ・申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。
- ・申請者が、指定介護機関の指定を取消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申し出をしたもので、当該申し出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠く恐れがあるとして、重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定介護機関介護担当規程（平成12年厚生省告示第191号）及び法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項に規定する介護の方針及び介護の報酬（平成12年厚生省告示第214号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。（19～21ページ参照）

(3) 法第54条の2第5項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定をしないことができるものであること。

(4) 法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。

5 指定年月日

指定年月日は、特に申し出がない限り市長が決定した日となりますが、次の各号に該当し、かつ第三者の権利関係に全くの不利益を与える恐れがない場合、意思表示が行なわれた日まで遡及するものとします。

(1) 指定介護機関の開設者が変更になった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いて開設され、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法に基づく支援給付を受け

ている者（以下、「被保護者等」という。）が引き続き介護サービスを受けている場合。

（２）指定介護機関が付近に移転し、同日付で新旧介護機関を開設、廃止して被保護者等が引き続き介護サービスを受ける場合。

（３）指定介護機関の開設者が組織を変更したとき、例えば個人から法人組織に、又は法人組織から個人に開設者を変更した場合で、被保護者等が引き続き介護サービスの提供を受ける場合。

6 指定の通知等

市長は、介護機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示します。（法第55条の3）

第4 介護扶助等について

1 介護扶助の対象者

介護扶助は、被保護者等に対する扶助であり、介護保険法等に基づく要介護状態、要支援状態、又は基本チェックリストに該当する状態にある者を対象としています。

40歳以上65歳未満の場合は、加齢による特定疾病により要介護状態又は要支援状態と認定された場合について、被保険者以外の者（みなし2号）として、介護扶助の対象となります。

- ① 筋萎縮性側索硬化症
- ② 後縦靱帯骨化症
- ③ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ④ 多系統萎縮症
- ⑤ 初老期における認知症
- ⑥ 脊椎小脳変性症
- ⑦ 脊柱管狭窄症
- ⑧ 早老症
- ⑨ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑩ 脳血管疾患
- ⑪ パーキンソン病関連疾患
- ⑫ 閉塞性動脈硬化症
- ⑬ 関節リウマチ
- ⑭ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑮ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯ がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断するものに限る）

2 介護保険給付との関係

（1）介護保険被保険者の場合

65歳以上の介護保険の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の介護被保険者は、介護保険の給付を適用した後の自己負担分が、介護扶助の対象となります。この場合には、補足性の原理により保険給付が優先し、自己負担部分（食事の標準負担を含む）が、介護扶助の給付となり公費で負担します。

（2）被保険者以外の者（みなし2号）の場合

生活保護受給者は、国民健康保険が適用除外となるため、他の医療保険（例えば協会けんぽ等）に加入していない大多数の40歳以上65歳未満の被保護者は、先述した16疾病に該当し、要介護状態又は要支援状態になったとしても、介護保険の第2号被保険者となることはできません（一部健康保険の資格を有する場合を除く。）。

被保険者以外の者（みなし2号）が、介護保険と同等のサービスを受けた場合については、介護保険の被保険者と同等の給付の範囲内で、その全額が介護扶助の対

象となり、公費で負担します。

医療保険の加入状況	年齢	
	40歳以上65歳未満の被保護者	65歳以上の被保護者
医療保険加入（協会けんぽ、組合健保等）	第2号被保険者 （介護保険料は医療保険から徴収）	第1号被保険者 （介護保険料は生活扶助費として支給）
医療保険未加入者	被保険者以外の者（みなし2号） （生活保護受給者は、国民健康保険の適用除外となるため、ほとんどが介護保険の第2号被保険者とはならず、介護保険料は徴収されない。）	

（3）その他

これ以外に、他の法令による給付がある場合には、介護保険又は介護扶助等との調整があります。

3 介護保険（介護扶助）の対象と費用負担

被保険者等区分	介護扶助の対象者	介護費用負担
1 第1号被保険者被 （市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者）	要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストに該当する状態にある者	【介護券給付】 ① 各サービス費9割（介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型支え合い活動を除く） ② 高額介護サービス費（15,000円を超える額） ③ 介護保険施設入所に係る食費、居住費の特定入所者介護サービス費
2 第2号被保険者 （市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険に加入する被保護者）	16種類の特定疾病に起因して、要介護認定又は要支援認定を受けた者	【介護扶助の対象】 介護保険の自己負担分を扶助 ① 各サービス費の1割、又は高額介護サービス費支給に係る自己負担額15,000円 ② 特定入所者介護サービス費支給に係る自己負担額（短期利用は除く。）
3 被保険者以外の者 （みなし2号） （市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満で医療保険未加入被保護者）		介護保険給付の対象となる介護費用の全額を介護扶助として負担（介護扶助10割）

第5 介護扶助等の申請から決定まで

1 介護扶助等の申請

介護扶助等を受けようとする者は、南北保健福祉センター所長に対して申請をする必要があります。申請に必要な添付書類は、下記のとおりです。介護サービスを受けようとする場合は、事前に南北保健福祉センターの担当ケースワーカーに相談をするよう、指導しています。

(1) 被保護者等が第1号被保険者、第2号被保険者である場合の申請に係る添付書類

保護申請書（保護変更申請書【介護扶助】）及び同意書に、介護保険被保険者証、居宅介護サービス計画書の写し（居宅介護計画書（1）（2）、週間サービス計画表、サービス利用票、サービス利用票別表等）を添付して、南北保健福祉センター所長に提出します。

(2) 被保護者等が被保険者以外の者（みなし2号）の場合の申請に係る添付書類

保護申請書（保護変更申請書【介護扶助】）及び同意書に、要介護・要支援認定結果通知書と居宅介護サービス計画書の写し（居宅介護計画書（1）（2）、週間サービス計画表、サービス利用票、サービス利用票別表等）を添付して、南北保健福祉センター所長に提出します。

また、被保険者以外の者（みなし2号）の場合、被保護者が要介護・要支援認定を受けるときには、「介護扶助（要介護・要支援）認定申請書（新規・更新・区分変更）」による申請が必要です。

申請を受けた南北保健福祉センターは、本市の介護認定審査会に、要介護・要支援認定を委託し、要介護・要支援認定の決定を行います。

(3) 被保護者等が介護保険施設に入所する場合

第1号被保険者、第2号被保険者及び被保険者以外の者（みなし2号）とも、介護保険施設に入所する場合は、申請と同時に、施設への入所証明、施設サービス計画（1）（2）、日課表等の提出が必要となります。

(4) 要介護・要支援状態になると同時に生活保護等の新規申請があった場合

初めて生活保護申請を行うときに、要介護・要支援認定を受けていない場合には、生活保護の新規申請と同時に要介護・要支援認定を受けていただき、居宅介護サービス計画書等を作成してもらうように、南北保健福祉センターが指導することもあります。

2 介護扶助等の決定及び介護券の発行

南北保健福祉センター所長は、要介護・要支援認定結果若しくは基本チェックリスト実施結果や居宅介護サービス計画書等に基づき、介護サービスを利用した場合の自己負担額（低所得者に適用される高額介護サービス費を除いた額が上限）にて、生活保護の要否判定を行います。居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度基準額の範囲内とします。

どの指定介護機関を何回利用するか等介護扶助等の程度を決定した後、介護券（介

介護扶助等の対象であること等を証する書類）を発行します。

福祉用具購入及び住宅改修の場合は介護券は発行されません。

なお、介護扶助に優先して活用することができる他法他施策がある場合は、介護扶助に優先して他法他施策を活用します。

例：障害者総合支援法による自立支援給付

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業

石綿による健康被害の救済に関する法律 他

3 介護券発行に係る留意事項

介護扶助は、福祉用具販売（介護予防）、住宅改修（介護予防住宅改修）、指定介護機関以外から提供される介護予防・日常生活支援サービス、および移送を除き、介護券を発行して現物給付されます。介護券は暦月を単位として、サービスの給付を委託するサービス提供事業者（指定介護機関）に送付します。介護券の取り扱いについては、下記の点にご留意ください。

（１）有効な介護券であることの確認

介護券については、南北保健福祉センターにおいて、所要事項を記載し、南北保健福祉センター所長印があるものを有効なものとしします。

（２）本人支払額の徴収

介護券に本人支払額が記載されている場合は、その金額を被保護者から徴収してください。ご不明な場合は、南北保健福祉センターの担当ケースワーカーにお問い合わせください。

（３）介護券の保管および処分

介護券は、５年間保存してください。保存期間終了後は、指定介護機関の責任のもと、プライバシーの保護に留意の上、処分してください。

（４）居宅療養管理指導の利用にあたって

居宅療養管理指導とは、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等が、医療機関への通院困難な利用者の自宅を訪問して、療養上、必要な管理指導を行うサービスです。

ケアマネジャーが作成する居宅介護支援計画等の支給限度額管理の対象とはなっていませんが、居宅介護サービス計画書には、保険給付となるサービス、保険給付とならないサービス等を記載するようになっていることや介護扶助に関して介護券を発行する必要があることから、居宅介護サービス計画書に居宅療養管理指導を記載し、サービスの利用が確認できるように、お願いいたします。

なお、被保護者等が居宅療養管理指導のみを利用する場合は、事前にサービス提供事業者から、南北保健福祉センターの担当ケースワーカーに相談してください。

第6 介護の方針、介護の報酬

介護扶助等の介護の方針及び介護報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、「生活保護法第52条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成12年4月厚生省告示第214号）」により定められています（20、21ページ参照）。

したがって、原則として介護保険と同範囲、同水準となります。また、介護扶助における介護方針として、指定居宅サービス及び指定介護施設等における特別な居室、療養室及び病室の提供はできません。

なお、福祉用具購入の給付方針及び住宅改修の範囲は、「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給にかかる規定（平成11年厚生省告示第94号・95号）」によります。

第7 介護報酬の請求手続き

1 介護報酬の請求

(1) 請求方法

介護扶助等にかかる介護報酬は、南北保健福祉センターから交付された「介護券」に基づき（様式は、23～26ページ参照）、介護機関手持ちの「介護給付費明細書」を使用して、「公費併用」として、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「兵庫県国保連」という。）あてに請求してください。

【公費負担者番号 平成30年1月1日以降】

尼崎市南部保健福祉センター 1 2 2 8 1 6 1 4

尼崎市北部保健福祉センター 1 2 2 8 1 7 1 3

- (2) 被保険者以外の者（みなし2号）については、南北保健福祉センターから交付された介護券に基づき介護機関手持ちの「介護給付費明細書」で「公費単独」として、兵庫県国保連に請求してください。
- (3) 介護券については、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画に基づき南北保健福祉センターから交付します。公費受給者番号等必要な情報を記載しますので、ご確認ください。

2 介護給付費明細書の記入上の留意点

介護給付費明細書の記入要領は、介護保険に準じますが、特に次のことに留意してください。

(1) 「被保険者番号」

被保険者以外の者（みなし2号）の場合、介護券の「被保険者番号」欄のHから始まる10桁の番号を記入してください。

(2) 「本人支払額」がある場合

介護券に記載された本人支払額については、本人が直接窓口で支払う金額ですから、「請求額集計欄」の「公費分本人負担」に記載し、被保護者等に直接請求してください。

3 時効について

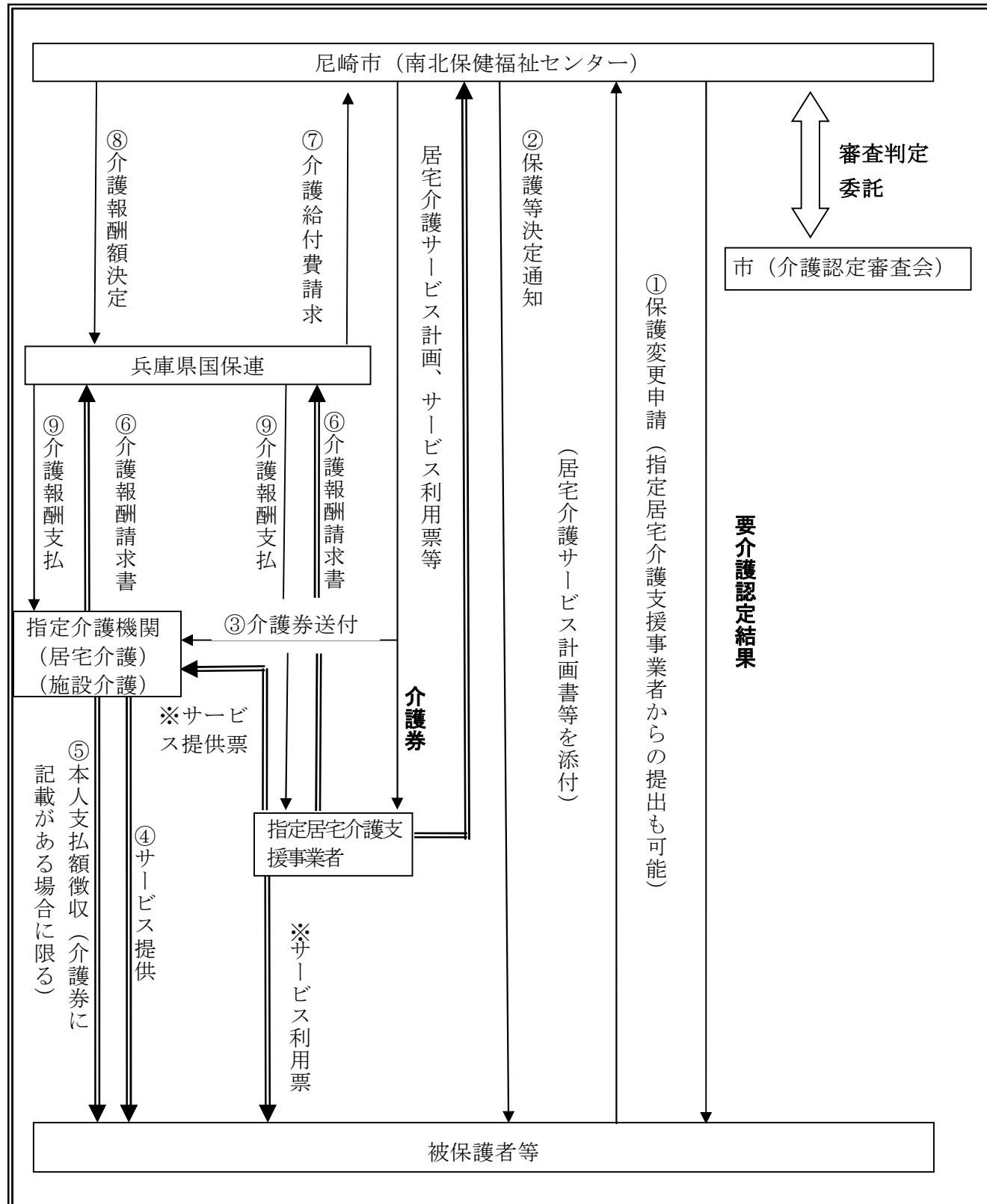
(1) 介護保険の請求に係る消滅時効

保険給付分（介護保険適用分、9割相当分）については、介護保険法第200条第1項の規定により2年となりますが、指定介護機関の介護扶助に係る介護報酬（被保険者の場合は1割分、被保険者以外の者（みなし2号）は10割分）については、当該債権が指定介護機関の地方公共団体に対する金銭債権であることから、地方自治法第236条第1項により、5年となります。

(2) 介護報酬に係る証明事項の起算日

サービス提供を行った月の翌々々月の1日が、消滅時効の起算日となります。

(3) 介護扶助等請求事務手続きの流れ



- (注) 1 **ゴシック体**は被保険者以外の者（みなし2号）にかかる手続き
 2 ※は、介護保険上の仕組みであり、居宅介護の場合のみ送付される。
 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、居宅介護支援計画等の作成がおこなわれていることを前提としてフロー図を記載している。

第8 指定介護機関の義務

指定介護機関は、南北保健福祉センターに代わって直接、被保護者等に対して介護サービスを行うこととなりますので、法による保護の趣旨等を十分に理解していただくとともに、次のことを守ってください。

1 介護担当について

- (1) 指定介護機関は、南北保健福祉センターから委託を受けた被保護者等に対して、懇切丁寧に介護を担当してください。(法第54条の2第5項において準用する法第50条第1項)
- (2) 指定介護機関介護担当規程(19ページ参照)に従ってください。
- (3) 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の報酬の例によります。(法第54条の2第5項において準用する同法第52条第1項)

2 介護報酬について

- (1) 被保護者に対して行った介護に係る報酬は、介護保険の介護報酬の例に基づき、所定の請求手続きにより請求してください。
- (2) 介護内容及び介護報酬の請求について、市長の審査を受けることとなります。(法第54条の2第5項において準用する法第53条第1項)
- (3) 市長が行う介護の報酬の額の決定に従ってください。(法第54条の2第5項において準用する法第53条第2項)

3 指導等に従う義務

- (1) 指定介護機関は、被保護者等の介護について、厚生労働大臣又は尼崎市長が行う指導に従ってください。(法第54条の2第5項において準用する法第50条第2項)
- (2) 市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告を命じ、出頭を求めることができます。(法第54条の2第5項を準用する法第54条第1項)
- (3) 市長は、当該職員に対し質問させ、若しくは当該指定介護について実地に検査をさせることができます。(法第54条の2第5項において準用する法第54条第1項)

4 届出

指定介護機関は、次の(1)、(2)の事由が生じたときには、南部保健福祉センター保健福祉管理課医療介護担当に、届け出を行ってください。

なお、届け出を行う事由は、介護保険法の指定を受けた時期より、届け出の手続きが異なります。平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、(1)を、平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けた介護機関は、(2)を参照してください。(法施行規則第10条の2項、第14条及び第15条)

(1) 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合（介護保険法の指定を受けたことによって、法の指定を受けたものとみなされた介護機関）

届出を要する事由	届出書の様式
届出事項に変更があった場合	変更届出書
指定介護機関の開設者が当該介護機関（介護サービス）を休止した場合 （再開の意思がある場合）	休止届出書
休止した指定介護機関（介護サービス）を再開した場合	再開届出書
法による指定介護機関の指定を希望されない場合 （介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く。）	申出書
指定介護機関が処分を受けた場合	処分届

介護保険法各条項で種類ごとに指定された介護サービスは、法による指定を受けたものとみなされます。ただし、介護保険法での指定申請時に、法での指定を不要とする別段の申出を提出した場合には、この限りではありません。

介護保険法各条項で廃止、辞退、取消、効力が失われた場合には、法による指定の効力を失います。

(2) 平成26年6月30日までに、介護保険法の指定を受けた介護機関の場合

届出を要する事項		届出書の様式				
		指定申請書	廃止届書	変更届書	休止届書	その他
○平成26年6月30日までに介護保険法による指定は受けているが法による指定を受けていない場合		○				
既に法に基づく指定介護機関である場合						
○既に法による指定を受けている指定介護機関が新たに別のサービス（平成26年6月30日までに介護保険法による指定を受けたものに限る）の指定を受けようとする場合		○				
○指定介護機関名称、所在地、住居表示の変更 ○開設者の氏名、生年月日、所在地の変更 （開設者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者） ○管理者の氏名、生年月日、住所				○		
○指定を受けた事業の全部又は一部を廃止した場合 ○事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わる場合 ・指定介護機関の開設者が当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の開設者となる場合 ・市郡をまたがる移転をする場合 ・開設者が個人から法人、法人から個人又は別法人になる場合 等			○			
・指定介護機関（介護サービス）を休止する場合 （再開の意思がある場合）					○	
・休止した指定介護機関（介護サービス）を再開した場合						再開届書
・指定介護機関の指定を辞退する場合 （30日以上予告期間を設けて届け出を行ってください。）						辞退届書
・介護保険法による処分を受けた場合						処分届書

(※) 保険医療を取り扱う訪問看護ステーションの場合は、介護機関としての指定申請と、医療機関としての申請を受ける必要があります。

第9 指定介護機関の留意事項

1 居宅介護支援計画等の策定にあたって

基本的に、介護保険の一般の被保険者と同じ手順で居宅介護支援計画等を作成していただきますが、次の点にご注意ください。

(1) 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画を作成

区分支給限度額を超える介護サービスについては、介護扶助の対象にならず、全額自己負担となるので、被保護者の最低生活を下回る生活となるため、利用できません。

(2) サービス提供事業者は、原則として法による指定を受けた介護機関から選択

窮迫した事情にある場合、その他やむをえない事情がある場合を除いて、法による指定を受けた介護機関から、サービス提供を受けてください。

(3) プライバシーの保護に配慮してください

南北保健福祉センターから被保護者情報を提供する場合には、くれぐれも被保護者の個人情報に配慮してください。

(4) サービス利用票等の南北保健福祉センターへの提出

指定介護機関緒介護報酬の請求で必要となる介護券については、南北保健福祉センターが、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者から提出を受けた「サービス利用票」「サービス利用票別表」等をもとに、担当ケースワーカーが交付します。

サービス利用票等の提出については、南北保健福祉センターが指定する方法により行ってください。

また、被保護者等が居宅療養管理指導サービスを利用する場合には、居宅介護サービス計画書に利用する居宅療養管理指導を位置づけ、南北保健福祉センターに居宅介護サービス計画書等を提出してください。居宅介護サービス計画書から利用する療養管理サービスが確認できた後に、居宅療養管理指導にかかる介護券を発行します。

(5) 被保険者以外の者（みなし2号）が障害者自立支援法の介護給付を受ける場合は、介護保険区分支給限度基準額との調整が必要

被保護者が被保険者である場合、介護保険及び介護扶助が、障害者施策に優先しますが、被保護者が介護保険の被保険者でない場合（みなし2号）には、障害者施策が優先します。（補足性の原理による。）

被保険者以外の者である場合（みなし2号）の場合、本市が支給決定した障害福祉サービス等で介護保険のサービスに相当するサービス等の給付額（単位）と介護保険の区分支給限度基準額から差し引いた残りが、介護扶助での利用可能な単位数となります。介護扶助により利用するサービスは、障害者施策で賄うことができない不足分が、対象となる点について、ご注意ください。

2 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き

要支援1・2、要介護1の利用者に係る福祉用具の貸与については、利用者の状態像からみて使用することが想定しにくいいため、「車いす及び車いす付属品」「特殊寝台及び特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具及び体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト（つり具の部分を除く）」は、原則として介護報酬の算定はできません。また、要介護1・2・3の利用者についても同様に、「自動排泄処理装置の本体部分（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」は原則として介護報酬の算定はできません。

しかしながら、例外的に「歩行ができない」などの要介護認定の調査結果や、医師の医学的知見等に基づいて、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントから、利用者が福祉用具の貸与を受ける必要があると尼崎市が確認できた場合には、例外的に貸与が可能な場合があります。

本市では、「福祉用具を必要とする状態の判断基準」を定めていますので、必要な手続きを進めてください。

詳しくは、尼崎市のホームページを参照してください。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/zigyousya/1006619/044keidosya.html>

なお、被保険者以外の者（みなし2号）についても、介護保険と同様、例外給付に係る確認手続きが必要ですので、南北保健福祉センターの担当ケースワーカーに手続きについて相談してください。

(参考)

平成12年3月31日 厚生省告示第191号

指定介護機関介護担当規程

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法の定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するにあたっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。

2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(参考)

制定：平成12年4月19日 厚生省告示第214号

最終改正：令和6年 厚生労働省告示第180号

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給

があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

第 10 各種様式

生活保護法介護券（ ）

公費負担者 番号								有効期間	日から				日まで			
受給者番号								単独・併用別	単 独 ・ 併 用							
保険者番号								被保険者番号								
(フリガナ) 氏 名								生 年 月 日	性 別							
								年 月 日生	1.男 2.女							
要介護状態等区分																
認定有効期間	年 月 日から							年 月 日まで								
居 住 地																
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号															
指定介護機関名	事業所番号															
居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常 生 活 支 援								居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常 生 活 支 援								
								施 設 介 護								
								居 宅 介 護 支 援 介護予防支援 介護予防・日常 生 活 支 援								
								本人支払額	円							
地区担当員名								取扱担当者名 尼崎市北部保健福祉センター所長								
備 考	介 護 保 険								あ り な し							
	そ の 他															

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

生活保護法介護券（ ）

公費負担者 番号								有効期間	日から				日まで			
受給者番号								単独・併用別	単 独 ・ 併 用							
保険者番号								被保険者番号								
(フリガナ) 氏 名								生 年 月 日	性 別							
								年 月 日生	1.男 2.女							
要介護状態等区分																
認定有効期間	年 月 日から							年 月 日まで								
居 住 地																
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号															
指定介護機関名	事業所番号															
居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常 生 活 支 援								居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常 生 活 支 援								
								施 設 介 護								
								居 宅 介 護 支 援 介護予防支援 介護予防・日常 生 活 支 援								
								本人支払額	円							
地区担当員名							取扱担当者名 尼崎市南部保健福祉センター所長									
備 考	介 護 保 険							あ り な し								
	そ の 他															

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

生活保護法介護券

指定介護
機関名

事業所番号

尼崎市北部保健福祉センター所長

発行年月日 令和 年 月 日

公費負担者番号

取扱担当者名

1頁

受給者番号 保険者番号 被保険者番号	ケース 番号	フリガ ナ名 (性別)	要介護状態区分 生年月日	診療年月 有効期間	認定有効期間	単独・併用別 本人支払額	地区担当員名	備考(他法・その他)	交付番号
	指定居宅介護支援事業者名	事業所番号	居	住	地	介	護	サ	ー
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					

生活保護法介護券

指定介護
機関名

事業所番号

尼崎市南部保健福祉センター所長

発行年月日 令和 年 月 日

公費負担者番号

取扱担当者名

1頁

受給者番号 保険者番号 被保険者番号	ケース 番号	フリガ ナ名 (性別)	要介護状態区分 生年月日	診療年月 有効期間	認定有効期間	単独・併用別 本人支払額	地区担当員名	備考(他法・その他)	交付番号
	指定居宅介護支援事業者名	事業所番号	居	住	地	介	護	サ	ー
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					
	-	()		日～日					

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称		(フリガナ)											
所 在 地		〒 - Tel ()											
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は氏名(名称)欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)		氏名(名称)					(フリガナ)		月 生 日 年		年 月 日		
		住所(所在地)		〒 -									
医 療 機 関 コ ー ド 等					介護保険事業所番号			2 8					
施設又は実施する事業の種類		申請する事業等			事 業 開 始 (予定) 年 月 日	生 活 保 護 法 の 既 指 定 の 年 月 日	介 護 保 険 法 の 指 定 (予 定) 年 月 日						
		介護	介護予防	介護予防・日常生活支援									
居 宅 介 護	訪問介護												
	訪問入浴介護												
	訪問看護												
	訪問リハビリテーション												
	居宅療養管理指導												
	通所介護												
	通所リハビリテーション												
	短期入所生活介護												
	短期入所療養介護												
	特定施設入居者生活介護 ※												
	福祉用具貸与												
	特定福祉用具販売												
	居宅介護支援												
	地域包括支援センター												
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護												
	夜間対応型訪問介護												
	地域密着型通所介護												
	認知症対応型通所介護												
	小規模多機能型居宅介護												
	認知症対応型共同生活介護 ※												
	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※												
	地域密着型介護老人福祉施設				(生活保護法第54条の2第2項による「みなし指定」のため、申請は不要です。)								
	看護小規模多機能型居宅介護												
施 設 介 護	介護老人福祉施設				(生活保護法第54条の2第2項による「みなし指定」のため、申請は不要です。)								
	介護老人保健施設												
	介護医療院												
	介護療養型医療施設												
日 常 生 活 支 援 介護予防・日常生活支援	訪問型サービス												
	通所型サービス												
	その他の生活支援サービス												
	介護予防ケアマネジメント												

※の事業を申請する場合は、裏面「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄に必ず記載すること

令和 年 月 日

知事

様

市長

住所

申請者(開設者)

氏名

TEL ()

-

施設又は実施する事業の種類 (表面でチェックした該当事業種類を記載)			職員配置の状況				利用定員等	
			職種	常勤(実人員)		非常勤(実人員)		
				専従	兼務	専従		兼務
管理者	施設又は実施する事業の種類	氏 名	住 所				生 年 月 日	
							年 月 日	
							年 月 日	
							年 月 日	
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額								
※記載要領 12.に規定する事業を申請する場合のみ右欄に記載すること								

注 意 事 項

- この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 貴機関等が指定された場合には、兵庫県又は神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記 載 要 領

(申請書表面)

- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、介護予防事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所、介護予防事業所、特定福祉用具販売事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが申請する場合には、その開設する居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターごとに記載してください。
- 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 「介護保険事業所番号」欄は、介護保険法により付番された番号を記載してください。
- 「施設又は実施する事業の種類」欄には、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。
- 「生活保護法の既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
- 「介護保険法の指定(予定)年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた(受ける予定の)年月日を記載してください。
なお、介護保険において平成18年4月1日に指定されたこととみなされる予定の事業者については、「18.4.1」と記載してください。
- 申請者(開設者)欄は、法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

(申請書裏面)

- 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、(適宜仕切り線を加え)申請時の実人員の数を記載してください。ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、職種別の区分はありません。
- 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業所ごとに、申請時における数を記載してください。
- 「管理者氏名」欄は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を事業の種類ごとに記載してください。
- 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を申請する場合に限り、各事業ごとに、定めている利用料すべてについて、特に入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

知事
市長 様

令和 年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所
氏名又は名称

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)

28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された事業所又は管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る事業所又は管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る事業所又は管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定※医療機関
介護機関
助産師
施術者※名 称
所在地
その他変 更 届 書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	保 険 医 療 機 関 番 号	
	介 護 保 険 事 業 所 番 号	
	(変 更 前 の) 名 称 (氏 名)	
	(変 更 前 の) 所 在 地 (住 所)	
変 更 内 容	変 更 事 項	名 称 ・ 所 在 地 ・ そ の 他 ()
	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 の 措 置 状 況		

令和 年 月 日

知 事
市 長 様

住 所

届 出 者

氏 名

TEL () -

注 意 事 項

1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 各書類は、速やかに提出してください。

記 載 要 領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業所番号」は、指定医療機関は「保険医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業所番号」を記載してください。指定助産機関及び指定施術機関は記載不要です。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
7. 「変更内容」の「変更事項」は名称又は所在地を変更する場合は該当のものを囲み、その他の事項を変更する場合は変更する事項を括弧内に記載してください。
8. 「変更年月日」は変更した年月日を記載してください。
9. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
10. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定 ※
 医療機関
 介護機関
 助産師
 施術者
 ※
 休 止
 廃 止
 届 書

※
 次のとおり休止・廃止しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	保 険 医 療 機 関 番 号	
	介 護 保 険 事 業 所 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
※ 休 止 ・ 廃 止 の 理 由		
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)		

令和 年 月 日

知 事
 市 長 様

住 所
 届 出 者
 TEL ()
 氏 名

注 意 事 項

1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 各書類は、速やかに提出してください。

記 載 要 領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業所番号」は、指定医療機関は「保険医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業所番号」を記載してください。指定助産機関及び指定施術機関は記載不要です。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
7. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
8. 「休止・廃止年月日」は休止・廃止した年月日を記載してください。
9. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定※
 医療機関
 介護機関
 助産師
 施術者
 再開届書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	保 険 医 療 機 関 番 号	
	介 護 保 険 事 業 所 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

令和 年 月 日

知 事
市 長 様

住 所
届 出 者
氏 名
TEL () -

注 意 事 項

1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 各書類は、速やかに提出してください。

記 載 要 領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業所番号」は、指定医療機関は「保険医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業所番号」を記載してください。指定助産機関及び指定施術機関は記載不要です。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
7. 「休止年月日」は休止した年月日を、「再開年月日」は再開する年月日をそれぞれ記載してください。
8. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定

※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者)

処分届書

次のとおり届け出ます。

医療機関 等指定	指 定 番 号	
	保 険 医 療 機 関 番 号	
	介 護 保 険 事 業 所 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
処 分 の 種 類 及 び そ の 年 月 日		

令和 年 月 日

知 事
市 長 様

住 所
届 出 者
氏 名
TEL () -

注 意 事 項

1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 各書類は、速やかに提出してください。

記 載 要 領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業所番号」は、指定医療機関は「保険医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業所番号」を記載してください。指定助産機関及び指定施術機関は記載不要です。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
7. 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第 14 条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
8. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定

※医療機関
介護機関
助産師
施術者 指 定 辞 退 届 書

次のとおり生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定を辞退します。

指 定 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	保 険 医 療 機 関 番 号	
	介 護 保 険 事 業 所 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
辞 退 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

令和 年 月 日

知 事
市 長 様

住 所
届 出 者
氏 名
TEL () -

注 意 事 項

1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. 各書類は、速やかに提出してください。
指定を辞退しようとする場合に提出する辞退届については、辞退する日の 30 日前までに提出ください。

記 載 要 領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
5. 指定医療機関等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業所番号」は、指定医療機関は「保険医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業所番号」を記載してください。指定助産機関及び指定施術機関は記載不要です。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
7. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
8. 「辞退年月日」は辞退する年月日を記載してください。
9. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関として指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

[illegible]

所在地

2 介護機関の開設者及び管理者の指名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※ 開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名

住所

・管理者の氏名及び住所

氏名

住所

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類

令和 年 月 日

(申出先) 尼崎市長

住所

申出者(開設者)

氏名

印

生活保護法による介護扶助（中国残留邦人等支援法に
よる介護支援給付）の手引き（指定介護機関用）

令和 7 年 3 月

尼崎市南部保健福祉センター

南部保健福祉管理課 医療介護担当

〒660-0876

尼崎市竹谷町 2 丁目 183 番地 出屋敷リベル 5 階

電話 06-6415-6094 FAX 06-6430-6801